

(注意事項)

- ① 学生課が毎月25日までに受理した場合は、翌月以降の月初めが復学日となります。
- ② 学生課が毎月26日以降に受理した場合は、翌々月以降の月初めが復学日となります。
- ③ 授業料等学納金未納者の復学は許可されません（休学中の者を除く）。
ただし、4月と10月については、当該月の25日までに受理した場合、当該月初めの復学日に遡及を認める場合があります。
- ④ 住所や保証人（保護者）に変更がある場合は、速やかに「学籍変更届」を提出してください。
- ⑤ 疾病により休学していた場合は、必ず医師の診断書を添付してください。
- ⑥ 日本学生支援機構より奨学金の貸与を受けている場合は、必ず学生課へ申し出てください。

【書類回覧順】

